

(令和4年3月30日更新版)

# 登録肥料や指定混合肥料の届出に関する手引き

I	肥料登録の有効期間の更新申請(登録の有効期間の延長)	3
1	はじめに	3
2	有効期間更新の申請の受付	3
3	登録有効期間更新申請書の用紙	3
4	申請先	3
5	登録有効期間更新申請書及び添付書類等(汚泥肥料等以外の普通肥料で、原料規格の原料を使用しない場合)	3
	(1) 登録有効期間更新申請書	3
6	登録有効期間更新申請書及び添付書類等(汚泥肥料等以外の普通肥料で、原料規格の原料を使用する場合)	13
	(1) 登録有効期間更新申請書	13
	(2) 添付書類等	17
7	登録有効期間更新申請書及び添付書類等(汚泥肥料等の場合)	18
	(1) 登録有効期間更新申請書	18
	(2) 添付書類等	21
II	肥料登録申請書に記載した事項に変更が生じた場合等の申請・届出の手引き	23
1	はじめに	23
2	申請書・届出書の用紙	23
3	申請・届出先	23
4	肥料登録事項変更届及び添付書類	23
	(1) 届出しなければならない場合	23
	(2) 肥料登録事項変更届の提出	23
	(3) 肥料登録事項変更届の様式	23
	(4) 添付書類	24
5	肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書並びに添付書類等	25
	(1) 申請しなければならない場合	25
	(2) 申請書の提出	25
	(3) 肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書の様式	25
	(4) 添付書類等	26
6	相続又は合併若しくは分割に基づく肥料登録証の交付申請書及び添付書類等	27
	(1) 申請しなければならない場合	27
	(2) 申請書の提出	27
	(3) 相続(合併、分割)に基づく肥料登録証の書替交付申請書又は交付申請書の様式	27
	(4) 添付書類等	29
7	肥料登録証再交付申請書及び添付書類等	29
	(1) 申請しなければならない場合	29
	(2) 肥料登録証再交付申請書の様式	29

(3) 添付書類等.....	33
8 肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書及び添付書類等.....	34
(1) 申請しなければならない場合.....	34
(2) 申請書の提出.....	34
(3) 肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書の様式.....	34
(4) 添付書類等.....	35
9 肥料登録失効届及び添付書類.....	35
(1) 届出しなければならない場合.....	35
(2) 届出書の提出.....	35
(3) 肥料登録失効届の様式.....	35
(4) 添付書類.....	36
Ⅲ 指定混合肥料についての届出の手引き.....	37
1 はじめに.....	37
2 届出書の用紙.....	37
3 届出先.....	37
4 指定混合肥料生産業者（輸入業者）届出書及び添付書類等.....	37
(1) 指定混合肥料生産業者（輸入業者）届出書の提出.....	37
(2) 指定混合肥料生産業者（輸入業者）届出書の様式.....	37
(3) 添付書類等.....	41
5 指定混合肥料生産業者（輸入業者）届出事項変更届出書及び添付書類等.....	41
(1) 指定混合肥料生産業者（輸入業者）届出事項変更届出書の提出.....	41
(2) 指定混合肥料生産業者（輸入業者）届出事項変更届出書の様式.....	41
(3) 添付書類等.....	42
6 指定混合肥料生産（輸入）事業廃止届出書.....	43
(1) 指定混合肥料生産（輸入）事業廃止届出書の提出.....	43
(2) 指定混合肥料生産（輸入）事業廃止届出書の様式.....	43
(3) その他.....	44
Ⅳ （参考1）肥料の名称のきまり.....	45
Ⅴ （参考2）家庭園芸用肥料となる要件.....	47

# I 肥料登録の有効期間の更新申請(登録の有効期間の延長)の手引き

## 1 はじめに

肥料の登録については、1回登録すると無期限に有効なのではなく、肥料の種類などにより有効期間は3年か6年となっています。登録の有効期間の延長（「有効期間の更新」といいます。）の手続をしないと、有効期限が切れる3年か6年後には、生産や輸入することができなくなります。したがって、有効期限が切れてしまう前に、更新の手続きをとる必要があります。

また、令和3年12月1日から公定規格などが大きく改正されたため、改正前に登録された肥料について令和3年12月1日以降に初めて肥料登録の有効期間の更新申請を行う場合は、過去の申請書から記載内容が変更になることがありますのでご注意ください。

## 2 有効期間更新の申請の受け付け

有効期間の更新の申請を行う場合は、原則として、有効期間が終了する日（登録証には、「登録の有効期限」と記載されています。）の60日前から30日前までに申請してください。

申請を忘れると、登録は無効となり、再度新規の登録申請が必要となりますので、忘れることのないよう十分に注意してください。

## 3 登録有効期間更新申請書の用紙

登録の有効期間の更新の申請に当たっては、まず肥料登録有効期間更新申請書を作成してください。申請書は、新規の登録申請の場合と同様に日本産業規格A4の上質紙をご用意いただき、2部（1部は正本、1部は副本）提出してください。提出された2部は返却しませんので、提出するものとは別にコピーなどの控えをお手元に残しておいてください。

## 4 申請先

農林水産大臣あてに申請する場合は、本社又は生産事業場の所在する都道府県を管轄する地方農政局等に申請してください。

都道府県知事あてに申請する場合は、生産事業場の所在する都道府県に申請してください。

## 5 登録有効期間更新申請書及び添付書類等（汚泥肥料等以外の普通肥料で、原料規格の原料を使用しない場合）

### （1）登録有効期間更新申請書

申請書は、次の例を参考に作成してください。

### [登録有効期間更新申請書の記載例]

公定規格において、

- |          |             |
|----------|-------------|
| 一 窒素質肥料  | 七 石灰質肥料     |
| 二 リン酸質肥料 | 八 けい酸質肥料    |
| 三 加里質肥料  | 九 苦土質肥料     |
| 四 有機質肥料  | 十 マンガン質肥料   |
| 五 副産肥料等  | 十一 ほう素質肥料   |
| 六 複合肥料   | 十二 微量要素複合肥料 |

のいずれかに分類されている肥料の場合。

ただし、魚廃物加工肥料、乾燥菌体肥料、副産動植物質肥料、菌体肥料、副産肥料、液状肥料（原料規格の原料を使用するもの）、吸着複合肥料（原料規格の原料を使用するもの）、家庭園芸用複合肥料（原料規格の原料を使用するもの）、化成肥料（原料規格の原料を使用するもの）については、この記載例ではなく、p13の6を参照してください。

また、下表の旧種類名で登録された肥料で、更新後に副産肥料又は副産動植物質肥料になるもの、並びに、更新後に液状肥料になるもので原料規格の原料を使用するものについても、この記載例ではなく、p13の6を参照してください。

旧種類名	新種類名
副産窒素肥料、副産リン酸肥料、副産加里肥料、副産複合肥料、副産苦土肥料、副産マンガン肥料	副産肥料
液状副産窒素肥料、液状窒素肥料、液体リン酸肥料、液状複合肥料、液体副産マンガン肥料、液体微量要素複合肥料	液状肥料
副産動物質肥料、副産植物質肥料	副産動植物質肥料

ア 生産した肥料について申請する場合の記載例

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px;">捨印</div> *1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 10px;">収入印紙 *2</div>
肥料登録有効期間更新申請書	
令和 年 月 日	
農林水産大臣 ○○ ○○ 殿	
埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○	
<p>下記により肥料の登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 1 2 条第 4 項の規定により登録証を添えて有効期間の更新を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
1 登録番号	生第○○○○○○号 *3
2 登録年月日	令和○○年○○月○○日 *3
3 氏名及び住所	○○○○株式会社 *4 代表取締役 ○○ ○○ *5 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 *5
4 肥料の種類	化成肥料 *3 *6 (○年) *7
5 肥料の名称	有機入り化成肥料 1 号 *4
6 保証成分量その他の規格	
保証成分量 (%)	窒素全量 10.0 *3
	内アンモニア性窒素 8.0
	硝酸性窒素 1.0
	りん酸全量 10.5
	内く溶性りん酸 9.6
	内水溶性りん酸 5.0
	加里全量 10.0
	内水溶性加里 10.0
	く溶性苦土 2.0
	く溶性ほう素 0.30
	内水溶性ほう素 0.10
その他の規格 *8	
	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。
7 生産する事業場の名称及び所在地 *9	○○○○株式会社 関東工場 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1
8 保管する施設の所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 *9

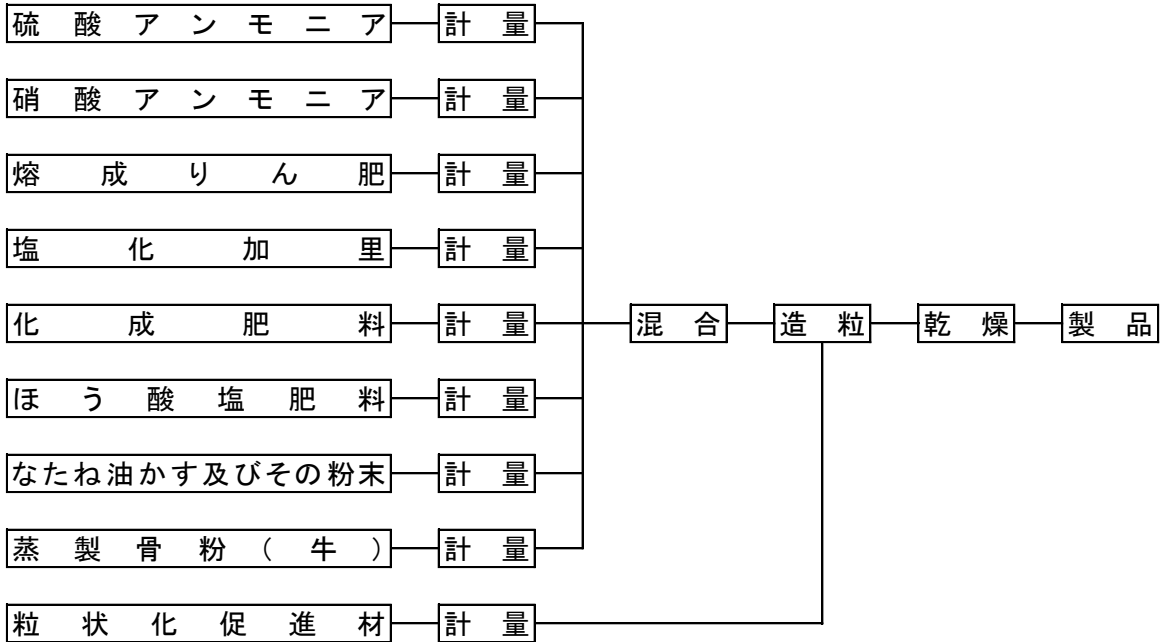
捨印

\*1

9 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項 \*10

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号（生産工程の概要） \*10

\*6



（備考）1 化成肥料は、〇〇株製 生第〇〇〇号〇〇〇又はこれに類似した肥料を使用する。当該化成肥料は有効期間が〇年のものに限る。

2 蒸製骨粉は、〇会社〇事業場で製造されたものである。（〇年〇月〇日付け農林水産省指令〇消安第〇号において〇会社〇事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないこと及び〇年〇月〇日付け農林水産省指令〇消安第〇号において蒸製条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。）

\*11 \*12 \*13

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第2号 \*10

該当なし。

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第3号 \*10

該当なし。

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第4号 \*10

（材料の種類、名称及び使用量）

粒状化促進材として石こうを製品重量当たり2.5%以下使用する。

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第5号 \*10

該当なし。

\*1 申請書に誤字、脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。この場合、収入印紙についても返却できないことがあります。代表者印による

捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 収入印紙には消印をしないでください。消印をすると、無効になってしまいます。また、できるだけ貼らずに持参してください。

手数料は8,000円です。（令和3年12月1日現在）

\*3 登録証に記載されているとおりに記載してください。

\*4 登録証に記載されているとおりに記載してください。もし登録証の記載内容が、貴方（貴社）の実情にあっていない場合は、登録事項に変更が生じたにもかかわらず、変更した場合に必要な届出等を貴方（貴社）がしていない可能性があります。窓口にご相談ください。

\*5 申請者が法人の場合は、代表者の氏名を記載しますが、代表者に変更があった場合は、変更の届出が必要です。過去に提出した登録申請書や登録事項変更届をよく確認し、登録申請書あるいは登録事項変更届どおりに記載してください。

\*6 令和3年12月1日の公定規格改正により肥料の種類名が変わっている肥料の場合は、次の表の新種類名を記載してください。

旧種類名	新種類名
副産窒素肥料、副産りん酸肥料、副産加里肥料、副産複合肥料、副産苦土肥料、副産マンガン肥料	副産肥料
液状副産窒素肥料、液状窒素肥料、液体りん酸肥料、液状複合肥料、液体副産マンガン肥料、液体微量元素複合肥料	液状肥料
副産動物質肥料、副産植物質肥料	副産動植物質肥料
下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料、汚泥発酵肥料	汚泥肥料
熔成汚泥灰けい酸りん肥	熔成けい酸りん肥
熔成汚泥灰複合肥料	熔成複合肥料

\*7 被覆窒素肥料、混合窒素肥料、被覆りん酸肥料、加工りん酸肥料、混合りん酸肥料、被覆加里肥料、混合加里肥料、混合有機質肥料、液状肥料、吸着複合肥料、家庭園芸用複合肥料、化成肥料、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料、成形複合肥料、被覆複合肥料、配合肥料、混合石灰肥料、被覆苦土肥料、混合苦土肥料、混合マンガン肥料、混合微量元素肥料については、有効期間（3年又は6年）を鉛筆書きで記載してください。

\*8 その他の規格について

(1) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」の欄が空欄で、「その他の制限事項」の欄も空欄の場合は、「該当なし。」と記載してください。

(2) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」の欄で規格が定められ、「その他の制限事項」の欄が空欄の場合は、「含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。」と記載してください。

(3) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」の欄が空欄で、「その他の制限事項」の欄で規格が定められている場合は、「その他の制限事項は、公定規格のとおり。」と記載してください。



(4) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」の欄で規格が定められ、「その他の制限事項」の欄でも規格が定められている場合は、「含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。」と記載してください。

\*9 登録申請してから変更があった場合は、登録事項変更届が必要な項目です。過去に提出した登録申請書や登録事項変更届をよく確認し、登録申請書あるいは登録事項変更届どおりに記載してください。

\*10 以前は施行規則第4条第1～4号について記載していましたが、施行規則の改正により令和3年12月1日から施行規則第4条第1～5号について記載することとなっています。第1号にはこれまでどおり「生産工程の概要」を、第4号には改正前第3号に記載していた「材料の種類、名称及び使用量」を記載してください。第2、3及び5号については、肥料の種類が公定規格の「一 窒素質肥料」から「十二 微量要素複合肥料」までに規定される種類で、原料規格の原料を使用しない肥料の場合は、「該当なし。」と記載してください。

\*11 牛等由来の原料を使用している場合は、その原料が製造工程中に脊柱等が混合しないことや、疾病の発生予防に効果がある加工工程を経ていることについて、農林水産大臣の確認を受けたものであることを生産工程の備考欄に記載してください。

(例)

蒸製骨粉(〇〇県第〇〇号)は、〇会社〇事業場で製造されたものである。(〇年〇月〇日付け農林水産省指令〇消安第〇号において〇会社〇事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないこと及び蒸製条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。)

\*12 牛等由来の原料を使用し、かつ、供給管理票を交付する場合は、生産工程の備考欄にその旨記載してください。

(例)

管理措置として、肥料の出荷ごとに肥料原料供給管理票を交付する。

\*13 牛等由来の原料を使用し、動植物質以外の原料又は当該原料のみを原料とする肥料を全重量の50%以上の含有量となるよう配合する場合は、生産工程の備考欄にその旨記載してください。

(例)

管理措置として、動植物質以外の原料のみを原料とする肥料(尿素及び塩化加里)を全重量の50%以上の含有量となるよう配合する。

\*14 申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等とじてください。

イ 輸入した肥料について申請する場合の記載例

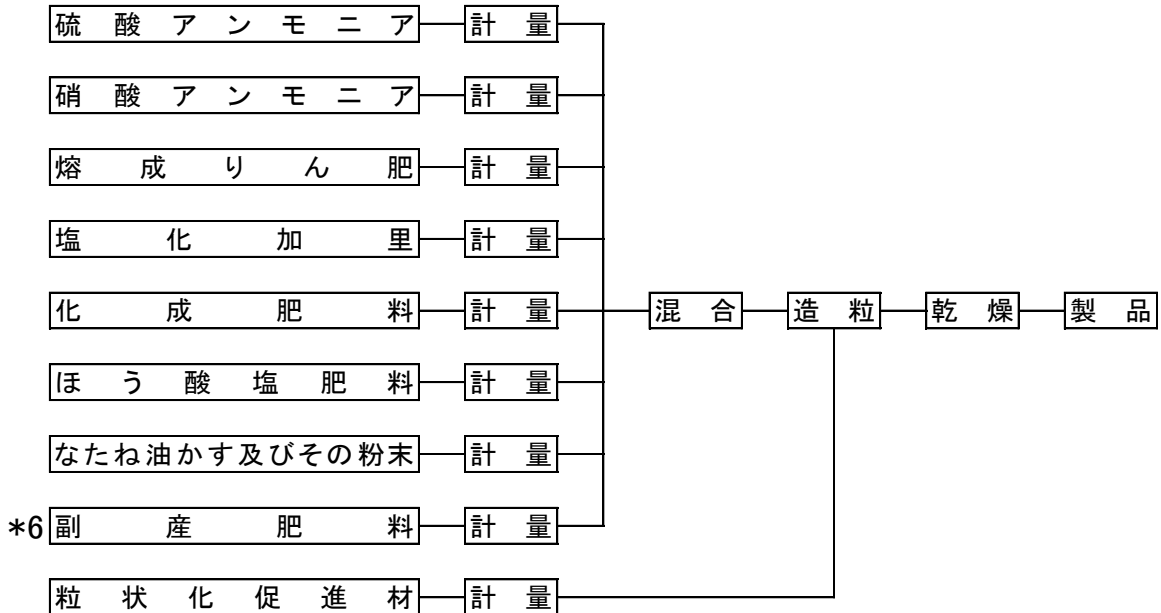
捨印 *1	収入印紙 *2
肥料登録有効期間更新申請書	
令和 年 月 日	
農林水産大臣 ○○ ○○ 殿	
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○	
下記により肥料の登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第12条第4項の規定により登録証を添えて有効期間の更新を申請します。	
記	
1 登録番号	輸第○○○○○号 *3
2 登録年月日	令和○○年○○月○○日 *3
3 氏名及び住所	○○○○株式会社 *4 代表取締役 ○○ ○○ *5 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *4
4 肥料の種類	化成肥料 *3 *6 (○年) *7
5 肥料の名称	有機入り化成肥料1号 *4
6 保証成分量その他の規格	
保証成分量 (%)	窒素全量 10.0 *3
	内アンモニア性窒素 8.0
	硝酸性窒素 1.0
	りん酸全量 10.5
	内く溶性りん酸 9.6
	内水溶性りん酸 5.0
	加里全量 10.0
	内水溶性加里 10.0
	く溶性苦土 2.0
	く溶性ほう素 0.30
	内水溶性ほう素 0.10
その他の規格 *8	
	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。
7 保管する施設の所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *9

捨印

\*1

8 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項 \*10

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号（生産工程の概要） \*10



(備考) 1 化成肥料は、〇〇(株)製 生第〇〇〇号〇〇〇又はこれに類似した肥料を使用する。当該化成肥料は有効期間が〇年のものに限る。

2 副産肥料は、原料に厚生省令別表1の部位（牛の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）並びに月齢が三十月を超える牛の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄並びにめん羊及び山羊の脾臓及び回腸並びに月齢が十二月を超えるめん羊及び山羊（出生の年月日から起算して十二月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄）及び脊柱が含まれていないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛の部位を用いていないことについて、〇国政府機関の証明書の写しが添付されたものである。

\*11 \*12 \*13

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第2号 \*10

該当なし。

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第3号 \*10

該当なし。

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第4号 \*10

（材料の種類、名称及び使用量）

粒状化促進材として石こうを製品重量当たり2.5%以下使用する。

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第5号 \*10

該当なし。

- \*1 申請書に誤字、脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。この場合、収入印紙についても返却できないことがあります。代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。
- \*2 収入印紙には消印をしないでください。消印をすると、無効になってしまいます。また、できるだけ貼らずに持参してください。  
手数料は8,000円です。（令和3年12月1日現在）
- \*3 登録証に記載されているとおりに記載してください。
- \*4 登録証に記載されているとおりに記載してください。もし登録証の記載内容が、貴方（貴社）の実情にあっていない場合は、登録事項に変更が生じたにもかかわらず、変更した場合に必要な届出等を貴方（貴社）がしていない可能性があります。窓口にご相談ください。
- \*5 申請者が法人の場合は、代表者の氏名を記載しますが、代表者に変更があった場合は、変更の届出が必要です。過去に提出した登録申請書や登録事項変更届をよく確認し、登録申請書あるいは登録事項変更届どおりに記載してください。
- \*6 令和3年12月1日の公定規格改正により肥料の種類名が変わっている肥料の場合は、次の表の新種類名を記載してください。

旧種類名	新種類名
副産窒素肥料、副産りん酸肥料、副産加里肥料、副産複合肥料、副産苦土肥料、副産マンガン肥料	副産肥料
液状副産窒素肥料、液状窒素肥料、液体りん酸肥料、液状複合肥料、液体副産マンガン肥料、液体微量元素複合肥料	液状肥料
副産動物質肥料、副産植物質肥料	副産動植物質肥料
下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料、汚泥発酵肥料	汚泥肥料
熔成汚泥灰けい酸りん肥	熔成けい酸りん肥
熔成汚泥灰複合肥料	熔成複合肥料

- \*7 被覆窒素肥料、混合窒素肥料、被覆りん酸肥料、加工りん酸肥料、混合りん酸肥料、被覆加里肥料、混合加里肥料、混合有機質肥料、液状肥料、吸着複合肥料、家庭園芸用複合肥料、化成肥料、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料、成形複合肥料、被覆複合肥料、配合肥料、混合石灰肥料、被覆苦土肥料、混合苦土肥料、混合マンガン肥料、混合微量元素肥料については、有効期間（3年又は6年）を鉛筆書きで記載してください。
- \*8 その他の規格について
  - (1) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」の欄が空欄で、「その他の制限事項」の欄も空欄の場合は、「該当なし。」と記載してください。
  - (2) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」の欄で規格が定められ、「その他の制限事項」の欄が空欄の場合は、「含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。」と記載してください。
  - (3) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」の欄が空欄で、「その他の制限

事項」の欄で規格が定められている場合は、「その他の制限事項は、公定規格のとおり。」と記載してください。

(4) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」の欄で規格が定められ、「その他の制限事項」の欄でも規格が定められている場合は、「含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。」と記載してください。

\*9 登録申請してから変更があった場合は、登録事項変更届が必要となります。過去に提出した登録申請書や登録事項変更届をよく確認し、登録申請書あるいは登録事項変更届どおりに記載してください。

\*10 以前は施行規則第4条第1～4号について記載していましたが、施行規則の改正により令和3年12月1日から施行規則第4条第1～5号について記載することとなっています。第1号にはこれまでどおり「生産工程の概要」を、第4号には改正前第3号に記載していた「材料の種類、名称及び使用量」を記載してください。第2、3及び5号については、肥料の種類が、公定規格の「一 窒素質肥料」から「十二 微量要素複合肥料」までに規定される種類で、原料規格の原料を使用しない肥料の場合は、「該当なし。」と記載してください。

\*11 牛等由来の原料を使用している場合は、その原料が製造工程中に脊柱等が混合しないことや、疾病の発生予防に効果がある加工工程を経ていることについて、農林水産大臣の確認を受けたものであることを生産工程の備考欄に記載してください。

(例) 蒸製皮革粉の場合

蒸製条件を満たしていることについて、〇年〇月〇日付け農林水産省指令〇消安第〇号において農林水産大臣の確認を受けている。

\*12 牛等由来の原料を使用し、かつ、供給管理票を交付する場合は、生産工程の備考欄にその旨記載してください。

(例)

管理措置として、肥料の出荷ごとに肥料原料供給管理票を交付する。

\*13 牛等由来の原料を使用し、動植物質以外の原料又は当該原料のみを原料とする肥料を全重量の50%以上の含有量となるよう配合する場合は、生産工程の備考欄にその旨記載してください。

(例)

管理措置として、動植物質以外の原料のみを原料とする肥料（尿素及び塩化加里）を全重量の50%以上の含有量となるよう配合する。

\*15 申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等とじてください。

## (2) 添付書類等

ア 登録証を必ず添付してください。

また、必ず登録証のコピーを取り、手元に残しておいてください。

イ 更新申請する肥料が牛等由来の原料を使用している場合は、製造基準適合確認書の写しを添付してください。詳しくは、本社又は生産事業場の所在する都道府県を管轄する地方農政局等にお問い合わせください。

ウ 登録証を郵送する封筒（希望者）

登録の有効期間が更新された場合、新しい登録証が作成されます。

登録証を郵送で受け取りたい方は、登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、申請書とともに渡してください。

詳しくは手続きを行った地方農政局等にお問い合わせください。

(簡易書留の場合の郵便料金)

定形外で50gまで120円+簡易書留料金320円=440円(令和4年3月30日現在)

(注) 登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は460円になりますのでご注意ください。

なお、登録証は本社で保管するとともに、登録証のコピーを生産事業場で保管しなければならないことになっております。

## エ 収入印紙

収入印紙8,000円(令和4年3月30日現在)が必要です。

収入印紙には消印をしないでください。消印をすると無効になってしまいます。また、できるだけ貼らずに持参してください。

収入印紙は、郵便局で購入できます。

## 6 登録有効期間更新申請書及び添付書類等(汚泥肥料等以外の普通肥料で、原料規格の原料を使用する場合)

### (1) 登録有効期間更新申請書

申請書は、次の例を参考に作成してください。

#### **[登録有効期間更新申請書の記載例]**

公定規格中の肥料の種類のうち、次の肥料に該当する場合。(ただし、六～九については、原料規格の原料を使用するものに限る。)

なお、六～九の肥料でこれらの原料を使用しない場合は、p4の5を参照してください。

- 一 魚廃物加工肥料
- 二 乾燥菌体肥料
- 三 副産動植物質肥料
- 四 菌体肥料
- 五 副産肥料
- 六 液状肥料
- 七 吸着複合肥料
- 八 家庭園芸用複合肥料
- 九 化成肥料

また、下表の旧種類名で登録された肥料で、更新後に副産肥料及び副産動植物質肥料になるもの、並びに、更新後に液状肥料になるもので原料規格の原料を使用するものについても、この記載例を参照してください。

旧種類名	新種類名
副産窒素肥料、副産りん酸肥料、副産加里肥料、副産複合肥料、副産苦土肥料、副産マンガン肥料	副産肥料
液状副産窒素肥料、液状窒素肥料、液体りん酸肥料、液状複合肥料、液体副産マンガン肥料、液体微量元素複合肥料	液状肥料
副産動物質肥料、副産植物質肥料	副産動植物質肥料

捨印 *1	収入印紙 *2												
肥料登録有効期間更新申請書													
令和 年 月 日													
農林水産大臣 ○○ ○○ 殿													
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○													
下記により肥料の登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第12条第4項の規定により登録証を添えて有効期間の更新を申請します。													
記													
1 登録番号	生第○○○○○号 *3												
2 登録年月日	令和○○年○○月○○日 *3												
3 氏名及び住所	○○○○株式会社 *4 代表取締役 ○○ ○○ *5 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *5												
4 肥料の種類	液状肥料 *3 *6 (○年) *7												
5 肥料の名称	液状肥料1号 *4												
6 保証成分量その他の規格	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px 0 5px 20px;">保証成分量 (%)</td> <td style="padding: 5px 0 5px 20px;">窒素全量</td> <td style="padding: 5px 0 5px 20px;">10.0</td> <td style="padding: 5px 0 5px 20px;">*3</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px 0 5px 20px;">水溶性りん酸</td> <td style="padding: 5px 0 5px 20px;">3.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px 0 5px 20px;">水溶性加里</td> <td style="padding: 5px 0 5px 20px;">5.0</td> <td></td> </tr> </table> <p style="padding: 5px 0 5px 20px;">その他の規格 *8 使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。</p>	保証成分量 (%)	窒素全量	10.0	*3		水溶性りん酸	3.0			水溶性加里	5.0	
保証成分量 (%)	窒素全量	10.0	*3										
	水溶性りん酸	3.0											
	水溶性加里	5.0											
7 生産する事業場の名称及び所在地 *9	○○○○株式会社 関東工場 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1												
8 保管する施設の所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *9												

捨印

\*1

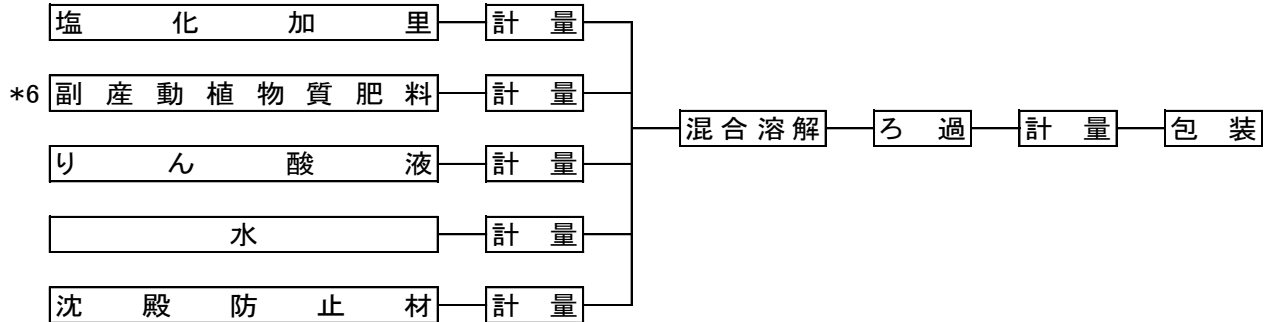
9 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項 \*10

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号 \*10

該当なし。

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第2号 \*10

(使用される原料、原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要)



(備考) 1 副産動植物質肥料は、自社生産登録の〇〇県知事登録第〇〇〇号「〇〇〇」である。

2 りん酸液は、〇〇社で製造された工業用りん酸液であり、原料規格第2中6のイの項に該当する。

\*11 \*12 \*13

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第3号 \*10

該当なし。

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第4号 \*10

(材料の種類、名称及び使用量)

沈殿防止材としてクエン酸を製品重量当たり5%以下使用する。

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第5号 \*10

該当なし。

\*1 申請書に誤字、脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。この場合、収入印紙についても返却できないことがあります。代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 収入印紙には消印をしないでください。消印をすると、無効になってしまいます。また、できるだけ貼らずに持参してください。

手数料は8,000円です。(令和4年3月30日現在)

\*3 登録証に記載されているとおりに記載してください。

\*4 登録証に記載されているとおりに記載してください。もし登録証の記載内容が、貴方（貴社）の実情にあっていない場合は、登録事項に変更が生じたにもかかわらず、変更した場



合に必要な届出等を貴方（貴社）がしていない可能性があります。窓口にご相談ください。

\*5 申請者が法人の場合は、代表者の氏名を記載しますが、代表者に変更があった場合は、変更の届出が必要です。過去に提出した登録申請書や登録事項変更届をよく確認し、登録申請書あるいは登録事項変更届どおりに記載してください。

\*6 令和3年12月1日の公定規格改正により肥料の種類名が変わっている肥料の場合は、次の表の新種類名を記載してください。

旧種類名	新種類名
副産窒素肥料、副産りん酸肥料、副産加里肥料、副産複合肥料、副産苦土肥料、副産マンガン肥料	副産肥料
液状副産窒素肥料、液状窒素肥料、液体りん酸肥料、液状複合肥料、液体副産マンガン肥料、液体微量元素複合肥料	液状肥料
副産動物質肥料、副産植物質肥料	副産動植物質肥料
下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料、汚泥発酵肥料	汚泥肥料
熔成汚泥灰けい酸りん肥	熔成けい酸りん肥
熔成汚泥灰複合肥料	熔成複合肥料

\*7 副産動植物質肥料、副産肥料、液状肥料、吸着複合肥料、家庭園芸用複合肥料、化成肥料については、有効期間（3年又は6年）を鉛筆書きで記載してください。

\*8 原料規格の原料を使用する肥料の場合は、「その他の規格」に「使用される原料」を追加してください。

\*9 登録申請してから変更があった場合は、登録事項変更届が必要な項目です。過去に提出した登録申請書や登録事項変更届をよく確認し、登録申請書あるいは登録事項変更届どおりに記載してください。

\*10 以前は施行規則第4条第1～4号について記載していましたが、施行規則の改正により令和3年12月1日から施行規則第4条第1～5号について記載することとなっています。

第2号の「使用される原料、原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要」には改正前第1号に書いていた「生産工程の概要」を元に記載します。この際、原料規格の原料を使用する場合は、生産工程の概要とともに、原料規格への適合性が確認できる事項（原料の生産工程、該当する原料規格など）を記載してください。

第4号には改正前第3号に記載していた「材料の種類、名称及び使用量」を記載してください。

第1、3及び5号については、肥料の種類が、公定規格の「一 窒素質肥料」から「十二 微量元素複合肥料」までに規定される種類で、原料規格の原料を使用する肥料の場合は、「該当なし。」と記載してください。

\*11 牛等由来の原料を使用する場合は、その原料が製造工程中に脊柱等が混合しないことや、疾病の発生予防に効果がある加工工程を経ていることについて、農林水産大臣の確認を受けたものであることを生産工程の備考欄に記載してください。

(例)

蒸製骨粉(〇〇県第〇〇号)は、〇会社〇事業場で製造されたものである。(〇年〇月〇日付け農林水産省指令〇消安第〇号において〇会社〇事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないこと及び蒸製条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。)

\*12 牛等由来の原料を使用し、かつ、供給管理票を交付する場合は、生産工程の備考欄にその旨記載してください。

(例)

管理措置として、肥料の出荷ごとに肥料原料供給管理票を交付する。

\*13 牛等由来の原料を使用し、動植物質以外の原料又は当該原料のみを原料とする肥料を全重量の50%以上の含有量となるよう配合する場合は、生産工程の備考欄にその旨記載してください。

(例)

管理措置として、動植物質以外の原料のみを原料とする肥料(尿素及び塩化加里)を全重量の50%以上の含有量となるよう配合する。

\*14 申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等でとじてください。

## (2) 添付書類等

ア 登録証を必ず添付してください。

また、必ず登録証のコピーを取り、手元に残しておいてください。

イ 更新申請する肥料が牛等由来の原料を使用している場合は、製造基準適合確認書の写しを添付してください。詳しくは、本社又は生産事業場の所在する都道府県を管轄する地方農政局等にお問い合わせください。

ウ 登録証を郵送する封筒(希望者)

登録の有効期間が更新された場合、新しい登録証が作成されます。

登録証を郵送で受け取りたい方は、登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、申請書とともに渡してください。

詳しくは手続きを行った地方農政局等にお問い合わせください。

(簡易書留の場合の郵便料金)

定形外で50gまで120円+簡易書留料金320円=440円(令和4年3月30日現在)

(注) 登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は460円になりますのでご注意ください。

なお、登録証は本社で保管するとともに、登録証のコピーを生産事業場で保管しなければならないことになっております。

エ 収入印紙

収入印紙8,000円(令和3年12月1日現在)が必要です。

収入印紙には消印をしないでください。消印をすると無効になってしまいます。また、できるだけ貼らずに持参してください。

収入印紙は、郵便局で購入できます。

7 登録有効期間更新申請書及び添付書類等（汚泥肥料等の場合）

（1）登録有効期間更新申請書

申請書は、次の例を参考に作成してください。

**[登録有効期間更新申請書の記載例]**

公定規格において、「十三 汚泥肥料等」に分類されている肥料の場合。

ア 生産した肥料について申請する場合の記載例

捨印 *1	収入印紙 *2
肥料登録有効期間更新申請書	
令和 年 月 日	
農林水産大臣 ○○ ○○ 殿	
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○	
下記により肥料の登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第12条第4項の規定により登録証を添えて有効期間の更新を申請します。	
記	
1 登録番号	生第○○○○○号 *3
2 登録年月日	令和○○年○○月○○日 *3
3 氏名及び住所	○○○○株式会社 *4 代表取締役 ○○ ○○ *5 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *4
4 肥料の種類	汚泥肥料 *3
5 肥料の名称	汚泥発酵肥料1号 *4
6 使用される原料その他の規格	*6 使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。
7 生産する事業場の名称及び所在地	*7 ○○○○株式会社 関東工場 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
8 保管する施設の所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *7
9 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項	*8 (別紙のとおり)

捨印

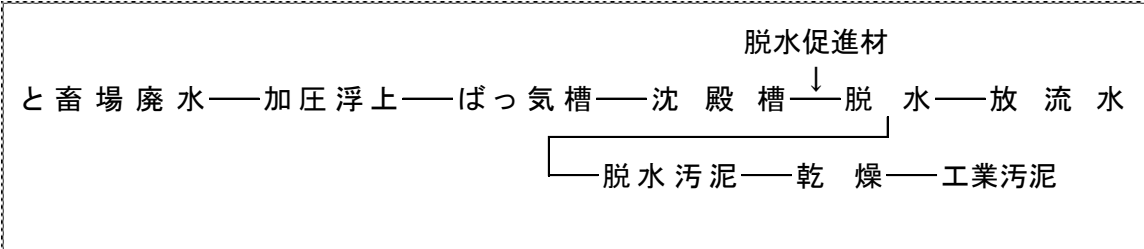
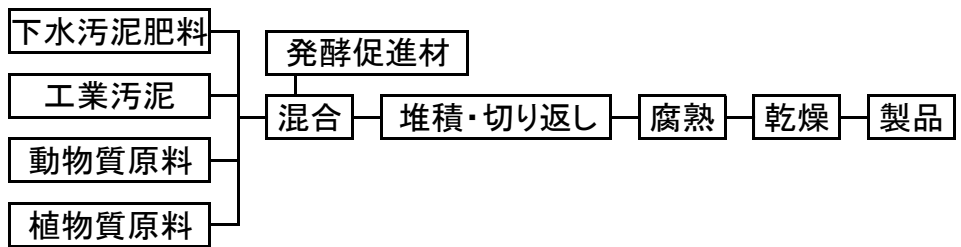
\*1

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号 該当なし \*8  
 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第2号 該当なし \*8  
 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第3号 \*8

(原料の使用割合、原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要)

(1) 原料の使用割合	使用割合
下水汚泥肥料 *9	40%
工業汚泥 *9	20%
植物質原料 (稲わら)	20%
植物質原料 (なたね油かす及びその粉末)	10%
動物質原料 (豚ふん)	10%

(2) 原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要



備考：1 下水汚泥肥料は、〇〇社生産登録の生第〇〇号「〇〇」である。  
 2 工業汚泥は、〇〇と畜場から生じる汚泥を脱水、乾燥したものであり、原料規格第3中3の口の項に掲げる工業汚泥に該当する。(〇年〇月〇日付け農林水産省指令〇消安第〇号において〇会社〇事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。)

当該汚泥肥料は、と畜場から排出される牛等の部位を含む汚泥を原料とする「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について」(平成22年1月4日付け21消安第8798号農林水産省消費・安全局長通知)において管理措置を講じることとされている工業汚泥を使用するため、同通知に基づく工業汚泥の引き受け及び当該汚泥肥料の引き渡し並びに引き渡し先への確認書の取り交わしに係る管理措置を適切に行う。

\*10 \*11

捨印

\*1

- 4 工業汚泥には、脱水促進材として、〇〇〇を製品重量当たり3%以下使用する。
- 5 たい積は約2ヶ月間、切り返しは約1週間に1回行う。

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第4号 \*8

(材料の種類、名称及び使用量)

発酵促進材として、放線菌を製品重量当たり0.1%以下使用する。

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第5号 \*8

該当なし。

- \*1 申請書に誤字、脱字等の記載の不備がある場合、申請を受理することはできないこととなります。この場合、収入印紙についても返却できないことがあります。代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。
- \*2 収入印紙には消印をしないでください。消印をすると、無効になってしまいます。また、できるだけ貼らずに持参してください。  
手数料は8,000円です。（令和3年12月1日現在）
- \*3 登録証に記載されているとおりに記載してください。登録証に書かれた肥料の種類が、令和3年12月1日より前の肥料の種類名（し尿汚泥肥料、下水汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、汚泥発酵肥料、焼成汚泥肥料）の場合は、肥料の種類を「汚泥肥料」にします。
- \*4 登録証に記載されているとおりに記載してください。もし登録証の記載内容が、貴方（貴社）の実情にあっていない場合は、登録事項に変更が生じたにもかかわらず、変更した場合に必要な届出等を貴方（貴社）がしていない可能性があります。窓口にご相談ください。
- \*5 申請者が法人の場合は、代表者の氏名を記載しますが、代表者に変更があった場合は、変更の届出が必要です。過去に提出した登録申請書や登録事項変更届をよく確認し、登録申請書あるいは登録事項変更届どおりに記載してください。
- \*6 以前は項目名が「含有を許される有害成分の最大量その他の規格」でしたが、施行規則の改正により令和3年12月1日から「使用する原料その他の規格」となりました。次の行には「使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり」と記載してください。
- \*7 登録申請してから変更があった場合は、登録事項変更届が必要となります。過去に提出した登録申請書や登録事項変更届をよく確認し、登録申請書あるいは登録事項変更届どおりに記載してください。
- \*8 以前は施行規則第4条第1～4号について記載していましたが、施行規則の改正により令和3年12月1日から施行規則第4条第1～5号について記載することとなっています。

第3号の「原料の使用割合、原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要」には改正前第2号に書いていた「原料の使用割合、生産工程の概要」を元に記載します。この際、原料規格の原料を使用する場合は、生産工程の概要とともに、原料規格への適合性が確認できる事項（原料の生産工程、該当する原料規格など）を記載してください。

第4号には改正前第3号に記載していた「材料の種類、名称及び使用量」を記載してください。

第1、2及び5号については、肥料の種類が公定規格の「三 汚泥肥料等」に分類される肥料の場合は、「該当なし。」と記載してください

\*9 原料とする汚泥は、令和3年12月1日より前の肥料の種類名（し尿汚泥肥料、下水汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、汚泥発酵肥料、焼成汚泥肥料）で記載するか、原料規格第3の原料の種類に該当するときは当該種類名で記載します（例えば、下水汚泥のみを原料とする下水汚泥肥料は「下水汚泥」と書くこともできます。）。

\*10 牛等由来の原料を使用している場合は、その原料が製造工程中に脊柱等が混合しないことや、疾病の発生予防に効果がある原料の加工工程を経ていることについて、農林水産大臣の確認を受けたものであることを生産工程の備考欄に記載してください。

（例）

○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において当社○事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。

\*11 牛等由来の原料を使用し、かつ、供給管理票を交付する場合は、生産工程の備考欄にその旨記載してください。

（例）

管理措置として、肥料の出荷ごとに肥料原料供給管理票を交付する。

\*12 申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等とじてください。

## （2）添付書類等

ア 登録証を必ず添付してください。

また、有効期間の更新の申請に当たり、必ず登録証のコピーを取り、手元に残しておいてください。

イ 更新申請する肥料が牛等由来の原料を使用している場合は、製造基準適合確認書の写しを添付してください。詳しくは本社又は生産事業場の所在する都道府県を管轄する地方農政局等にお問い合わせください。

ウ 登録証を郵送する封筒（希望者）

登録の有効期間が更新された場合、新しい登録証が作成されます。

登録証を郵送で受け取りたい方は、登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、申請書とともに渡してください。

詳しくは手続きを行った地方農政局等にお問い合わせください。

（簡易書留の場合の郵便料金）

定形外で50gまで120円＋簡易書留料金320円＝440円（令和4年3月30日現在）

(注) 登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は460円になりますのでご注意ください。

なお、登録証は本社で保管するとともに、登録証のコピーを生産事業場で保管しなければならないことになっております。

#### エ 収入印紙

収入印紙8,000円（令和3年12月1日現在）が必要です。

収入印紙には消印をしないでください。消印をすると無効になってしまいます。また、できるだけ貼らずに持参してください。

収入印紙は、郵便局で購入できます。

## II 肥料登録申請書に記載した事項に変更が生じた場合等の申請・届出の手引き

### 1 はじめに

肥料登録申請書、肥料登録有効期間更新申請書に記載した内容に変更が生じた場合や、登録した肥料の生産・輸入をやめた場合などには、内容に応じ、申請や届出を行う必要があります。

### 2 申請書・届出書の用紙

申請書又は届出書は、日本産業規格A4の上質紙をご用意していただき、2部（1部は正本、1部は副本）提出してください。提出された2部は返却しませんので、提出するものとは別に控えをお手元に残しておいてください。

### 3 申請・届出先

農林水産大臣あてに申請・届出する場合は、本社又は生産事業場の所在する都道府県を管轄する地方農政局等へ申請・届出してください。

都道府県知事あてに申請・届出する場合は、生産事業場の所在する都道府県に申請・届出してください。

なお、農林水産大臣あての申請・届出（一部を除く）は、オンラインで行うことができます。詳しくは農林水産省のウェブサイト（[https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k\\_hiryo/160801.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/160801.html)）をご覧ください。

### 4 肥料登録事項変更届及び添付書類

#### （1）届出しなければならない場合

次のいずれかの変更があった場合は、「肥料登録事項変更届」を提出する必要があります。

ア 法人の場合、代表者の氏名が変更された場合。

イ 生産する旨の登録をとっている場合で、生産する事業場（工場）の名称や所在地が変更された場合。

ウ 保管する施設の所在地が変更された場合

#### （2）肥料登録事項変更届の提出

届出は、変更が生じた日から2週間以内に行ってください。

#### （3）肥料登録事項変更届の様式

肥料登録事項変更届は、次の例を参考に作成してください。



捨印

\*1

肥料登録事項変更届

令和 年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

○○○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第1項の規定により届け出ます。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更した年月日	変更した事項	変更した理由
生第○○号*2	化成肥料*2	有機入り化成肥料1号 *2	令和○年○月○日	代表者の変更 (旧)○○○○ (新)○○○○	人事異動による。
輸第○○号*2	化成肥料*2	有機入り化成肥料2号 *2	同上	同上	同上

\*1 届出書に誤字、脱字等の記載の不備がある場合、届出を受理することはできないこととなります。代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 登録証に記載されているとおりに記載してください。

また、この記載例のように、全銘柄に関係する変更の場合は、全銘柄を記載してください。

\*3 届出書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等とじてください。

(4) 添付書類

代表者の氏名の変更の場合は、変更した事実を確認できるよう、登記簿抄本等を添付してください（コピーでも構いません）。

5 肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書並びに添付書類等

(1) 申請しなければならない場合

氏名や住所が変更された場合（法人の場合は、法人名（会社名等）や主たる事務所（本社）の所在地が変更された場合）は、「肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書」を提出する必要があります。

(2) 申請書の提出

申請は、変更が生じた日から2週間以内に行ってください。

(3) 肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書の様式

肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書は、次の例を参考に作成してください。

捨印

\*1

肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書

令和 年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

○○○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第1項の規定により届出及び登録証の書替交付の申請をします。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更した年月日	変更した事項		変更した理由
				登録証の記載事項に該当するもの	その他	
生第○○号 *2	化成肥料 *2	有機入り化成肥料1号 *2	令和○年 ○月○日	本社所在地の変更 (旧)…………… (新)……………	代表者の変更 (旧)○○○○ (新)○○○○	本社の移転及び人事異動のため。
輸第○○号 *2	化成肥料 *2	有機入り化成肥料2号 *2	同上	同上	同上	同上

\*1 申請書に誤字、脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 登録証に記載されているとおりに記載してください。

また、この記載例のように、全銘柄に関係する変更の場合は、全銘柄を記載してください。

\*3 申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等とじてください。

(4) 添付書類等

ア 書き替えることとなる登録証を全部提出してください。提出前に登録証をコピー

してお手元に残しておいてください。

イ 変更した氏名や法人名（会社名）、住所を確認できるよう、法人で登録している場合は登記簿抄本等を、個人で登録している場合は住民票又は運転免許証の写し等を添付してください。

ウ 登録証を郵送する封筒（希望者）

登録日（毎月の10日あるいは25日）に新しい登録証が作成されます。

登録証を郵送で受け取りたい方は、登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、申請書とともに渡してください。

詳しくは手続きを行った地方農政局等にお問い合わせください。

（簡易書留の場合の郵便料金）

定形外で50gまで120円＋簡易書留料金320円＝440円（令和3年12月1日現在）

（注）登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は460円になりますのでご注意ください。

なお、登録証は本社で保管するとともに、登録証のコピーを生産事業場で保管しなければならないことになっております。

## 6 相続又は合併若しくは分割に基づく肥料登録証の交付申請書及び添付書類等

### （1）申請しなければならない場合

次の変更があった場合は、「相続又は合併若しくは分割に基づく肥料登録証の交付申請書」を提出する必要があります。

ア 肥料の生産や輸入の事業を相続した場合。

イ 法人が合併し、登録の権利を得た場合。

ウ 法人が分割され、登録の権利を得た場合。

### （2）申請書の提出

申請は、相続や法人が合併・分割した日から2週間以内に行ってください。

### （3）相続（合併、分割）に基づく肥料登録証の書替交付申請書又は交付申請書の様式

相続又は合併若しくは分割に基づく肥料登録証の書替交付申請書又は交付申請書は、次の例を参考に作成してください。

捨印

\*1

\*2

相続に基づく肥料登録証の書替交付申請書

令和 年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

○○○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

\*3

下記のとおり相続により登録を受けた者の地位を承継したので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第2項の規定により登録証の書替交付を申請します。

\*4

記

1 承継した年月日

令和○○年○○月○○日

2 登録を受けた者の氏名及び住所

○○○○株式会社 \*5

代表取締役 ○○ ○○

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 \*6

3 承継した肥料の登録番号、種類及び名称

登録番号	肥料の種類	肥料の名称
生第○○○○○号*7	化成肥料*7	有機入り化成肥料1号 *7
輸第 ○○○○号*7	化成肥料*7	有機入り化成肥料2号 *7

\*1 申請書に誤字、脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。この場合、収入印紙についても返却できないことがあります。代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます

\*2 標題は、合併の場合には「合併に基づく肥料登録証の書替交付申請書」、分割の場合には登録の権利を引き継ぐ状況に応じ、「分割に基づく肥料登録証の書替交付申請書」あるいは「分割に基づく肥料登録証の交付申請書」となります。

- \*3 合併の場合は「相続」を「合併」と、分割の場合は「相続」を「分割」と書いてください。
- \*4 分割の場合は、\*2の標題に応じ、「登録証の書替交付」あるいは「登録証の交付」と書いてください。
- \*5 申請者が法人の場合は、法人名及び代表者の氏名を記載します。代表者については、代表取締役、会長、専務取締役、理事長等の登記された代表者のうち、肥料登録について権限を有する者のうちの1名の氏名を記載します。
- \*6 申請者が法人の場合は、本社の住所を登記簿に記載されているとおりに都道府県名から記載します。申請者が個人の場合は、住民票又は運転免許証等に記載されている住所のとおりに都道府県名から記載します。
- \*7 受け継いだ登録証に記載されているとおりに記載してください。
- \*8 申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等でください。

#### (4) 添付書類等

ア 書き替えることとなる登録証を全部提出してください。提出前に登録証をコピーしてお手元に残しておいてください。

イ 初めて肥料登録を所持する場合は、申請者が法人の場合は登記簿抄本を、申請者が個人の場合は住民票又は運転免許証の写し等を提出してください。

合併や分割により、新しい法人が肥料登録を所持することとなる場合は、必ず提出してください。

ウ 登録証を郵送する封筒（希望者）

登録日（毎月の10日あるいは25日）に新しい登録証が作成されます。

登録証を郵送で受け取りたい方は、登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、申請書とともに渡してください。

詳しくは手続きを行った地方農政局等にお問い合わせください。

（簡易書留の場合の郵便料金）

定形外で50gまで120円＋簡易書留料金320円＝440円（令和4年3月30日現在）

（注）登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は460円になりますのでご注意ください。

なお、登録証は本社で保管するとともに、登録証のコピーを生産事業場で保管しなければならないことになっております。

#### 7 肥料登録証再交付申請書及び添付書類等

##### (1) 申請しなければならない場合

登録証を紛失又は汚損した場合は、「肥料登録証再交付申請書」を提出する必要があります。

##### (2) 肥料登録証再交付申請書の様式

肥料登録証再交付申請書は、次の例を参考に作成してください。

**[肥料登録証再交付申請書の記載例] (汚泥肥料等以外の普通肥料の場合)**

公定規格において、

- |          |             |
|----------|-------------|
| 一 窒素質肥料  | 七 石灰質肥料     |
| 二 リン酸質肥料 | 八 けい酸質肥料    |
| 三 加里質肥料  | 九 苦土質肥料     |
| 四 有機質肥料  | 十 マンガン質肥料   |
| 五 副産肥料等  | 十一 ほう素質肥料   |
| 六 複合肥料   | 十二 微量元素複合肥料 |

のいずれかに分類されている肥料の場合。

捨印

\*1

肥料登録証再交付申請書

令和 年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

○○○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

\*2

下記の登録証を滅失したので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第3項の規定により登録証の再交付を申請します。

記

- |   |             |             |         |
|---|-------------|-------------|---------|
| 1 | 登録番号        | 生第○○○○○号    | *3      |
| 2 | 登録年月日       | 令和○○年○○月○○日 | *3      |
| 3 | 登録の有効期限     | 令和△△年△△月△△日 | *3      |
| 4 | 肥料の種類       | 化成肥料        | *3      |
| 5 | 肥料の名称       | 有機入り化成肥料1号  | *3      |
| 6 | 保証成分量その他の規格 |             |         |
|   | 保証成分量 (%)   | 窒素全量        | 10.0 *3 |
|   |             | 内アンモニア性窒素   | 8.0     |
|   |             | 硝酸性窒素       | 1.0     |
|   |             | りん酸全量       | 10.5    |
|   |             | 内く溶性りん酸     | 9.6     |
|   |             | 内水溶性りん酸     | 5.0     |
|   |             | 加里全量        | 10.0    |
|   |             | 内水溶性加里      | 10.0    |
|   |             | く溶性苦土       | 2.0     |
|   |             | く溶性ほう素      | 0.30    |
|   |             | 内水溶性ほう素     | 0.10    |

その他の規格 \*4

含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。

\*1 申請書に誤字、脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 汚してしまった登録証の書き替えの場合は、「滅失」を「汚損」と書いてください。

\*3 登録証に記載されていたとおりに記載してください。

\*4 その他の規格について



(1) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」の欄が空欄で、「その他の制限事項」の欄も空欄の場合は、「該当なし。」と記載してください。

(2) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」の欄で規格が定められ、「その他の制限事項」の欄が空欄の場合は、「含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。」と記載してください。

(3) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」の欄が空欄で、「その他の制限事項」の欄で規格が定められている場合は、「その他の制限事項は、公定規格のとおり。」と記載してください。

(4) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」の欄で規格が定められ、「その他の制限事項」の欄でも規格が定められていて、(5)の肥料以外である場合は、「含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。」と記載してください。

(5) 原料規格の原料を使用する以下の①～⑨の肥料の場合は、「使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。」と記載してください。

①魚廃物加工肥料

⑥液状肥料(原料規格の原料を使用したもの)

②乾燥菌体肥料

⑦吸着複合肥料(原料規格の原料を使用したもの)

③副産動植物質肥料

⑧家庭園芸用複合肥料(原料規格の原料を使用したもの)

④菌体肥料

⑨化成肥料(原料規格の原料を使用したもの)

⑤副産肥料

\*5 申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等とじてください。

**【肥料登録証再交付申請書の記載例】（汚泥肥料等の場合）**

公定規格において、「十三 汚泥肥料等」に分類されている肥料の場合。

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">捨印</div> *1
肥料登録証再交付申請書
令和 年 月 日
農林水産大臣 ○○ ○○ 殿
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○
*2
下記の登録証を滅失したので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第3項の規定により登録証の再交付を申請します。
記
1 登録番号 生第○○○○○号 *3
2 登録年月日 令和○○年○○月○○日 *3
3 登録の有効期限 令和△△年△△月△△日 *3
4 肥料の種類 汚泥肥料 *3
5 肥料の名称 汚泥発酵肥料1号 *3
6 使用される原料その他の規格 使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。

- \*1 申請書に誤字、脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。
- \*2 汚してしまった登録証の書き替えの場合は、「滅失」を「汚損」と書いてください。
- \*3 登録証に記載されていたとおりに記載してください。
- \*4 申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等とじてください。

**（3）添付書類等**

ア 汚してしまい書き替える場合は、その登録証を提出してください。

イ 登録証を郵送する封筒（希望者）

登録日（毎月の10日あるいは25日）に新しい登録証が作成されます。

登録証を郵送で受け取りたい方は、登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折

らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、申請書とともに渡してください。

詳しくは手続きを行った地方農政局等にお問い合わせください。

(簡易書留の場合の郵便料金)

定形外で50gまで120円+簡易書留料金320円=440円(令和4年3月30日現在)

(注) 登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は460円になりますのでご注意ください。

なお、登録証は本社で保管するとともに、登録証のコピーを生産事業場で保管しなければならないことになっております。

## 8 肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書及び添付書類等

### (1) 申請しなければならない場合

やむを得ず、登録されている名称を変更しなければならない場合は、「肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書」を提出する必要があります。

### (2) 申請書の提出

申請は、名称を変更する前に行ってください。

### (3) 肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書の様式

肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書は、次の例を参考に作成してください。

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">捨印</div> *1
<p>肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>農林水産大臣 ○○ ○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1</p> <p style="text-align: right;">○○○○株式会社</p> <p style="text-align: right;">代表取締役 ○○ ○○</p>
<p>1 登録番号 生第○○○○○号 *2</p> <p>2 肥料の種類 化成肥料 *2</p> <p>3 肥料の名称 ○△□◇肥料 *2</p>
<p>上記の肥料についてその名称を下記のように変更したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第4項の規定により登録証の書替交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 新しい名称 有機入り化成肥料1号</p> <p>2 変更する理由</p> <p style="padding-left: 20px;">「○△□◇」という語が、他者の商標登録に抵触したため。</p>

\*1 申請書に誤字、脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないことと

なります。代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 登録証に記載されているとおりに記載してください。

\*3 申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等とじてください。

#### （4）添付書類等

ア 書き替えることとなる登録証を提出してください。

イ 登録証を郵送する封筒（希望者）

登録日（毎月の10日あるいは25日）に新しい登録証が作成されます。登録証を郵送で受け取りたい方は、登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、申請書とともに渡してください。

詳しくは手続きを行った地方農政局等にお問い合わせください。

（簡易書留の場合の郵便料金）

定形外で50gまで120円＋簡易書留料金320円＝440円（令和4年3月30日現在）

（注）登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は460円になりますのでご注意ください。

なお、登録証は本社で保管するとともに、登録証のコピーを生産事業場で保管しなければならないことになっております。

### 9 肥料登録失効届及び添付書類

#### （1）届出しなければならない場合

次のいずれかに該当する場合は、「肥料登録失効届」を提出する必要があります。

ア 登録を受けていた法人が解散し、その清算が終了した場合。

イ 登録を受けていた肥料の生産や輸入をやめた場合。

ウ 登録を受けている肥料について、保証分量やその他の規格を変更した場合。

エ 登録の有効期限が過ぎ、その更新申請をしなかった場合。

#### （2）届出書の提出

届出書は、（1）のア～エの場合が生じてから速やかに届け出てください。

#### （3）肥料登録失効届の様式

肥料登録失効届は、次の例を参考に作成してください。

捨印

\*1

肥料登録失効届

令和 年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

○○○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

\*2

令和○○年○○月○○日から下記の肥料の登録は生産の廃止により失効したので、肥料の品質の確保等に関する法律第15条第1項の規定により登録証を添えて届け出ます。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称
生第○○○○○号*3	化成肥料*3	有機入り化成肥料1号 *3
輸第 ○○○○号*3	化成肥料*3	有機入り化成肥料2号 *3

\*1 届出書に誤字、脱字等の記載の不備がある場合、届出書を受理することはできないこととなります。代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 輸入肥料の登録であった場合は「生産」を「輸入」と、（1）のEの場合は「生産の廃止」を「有効期間の満了」と記載してください。

\*3 登録証に記載されているとおりに記載してください。

\*4 申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等とじてください。

#### （4）添付書類

失効（生産や輸入をやめる）した肥料の登録証を提出してください。

### Ⅲ 指定混合肥料についての届出の手引き

#### 1 はじめに

登録された普通肥料、届出された特殊肥料または指定土壌改良資材を原料として、決まりにしたがい配合・加工した場合は、指定混合肥料となります。指定混合肥料には以下の4種類があり、生産や輸入する1週間前までに届け出ること、生産や輸入することができます。

① 指定配合肥料（登録された普通肥料のみを配合したもの。粒状化促進材を使用せずに造粒・成形したものや粒状化促進材を用いて造粒・成形した家庭園芸用肥料を含む。）

② 指定化成肥料（登録された普通肥料のみを配合し、粒状化促進材を用いて造粒・成形したもの。（家庭園芸用肥料を除く。））

③ 特殊肥料等入り指定混合肥料（登録された普通肥料と届出された特殊肥料を配合したもの。）

④ 土壌改良資材入り指定混合肥料（登録された普通肥料や届出された特殊肥料と指定された土壌改良資材を配合したもの。）

指定混合肥料となるかどうかについては、決まりがあります。この決まりどおりではなく生産された場合は、あらためて肥料の登録を受ける必要がありますので、十分に注意してください。指定混合肥料となるための決まりについては、「新たな肥料の配合ルール等について（[https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/attach/pdf/0729hiryo\\_setsume-i-1.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/attach/pdf/0729hiryo_setsume-i-1.pdf)）」「指定混合肥料に使用できる材料について（[https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/attach/pdf/0729hiryo\\_setsume-i-15.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/attach/pdf/0729hiryo_setsume-i-15.pdf)）」を参照してください。

#### 2 届出書の用紙

届出書は、日本産業規格A4の上質紙をご用意していただき、2部（1部は正本、1部は副本）提出してください。

#### 3 届出先

農林水産大臣あてに届け出る場合は、本社の所在する都道府県を管轄する地方農政局等に、都道府県知事あてに届け出る場合は、生産事業場の所在する都道府県に届け出てください。

#### 4 指定混合肥料生産業者（輸入業者）届出書及び添付書類等

##### （1）指定混合肥料生産業者（輸入業者）届出書の提出

届出は、指定混合肥料の生産あるいは輸入する1週間前までに行ってください。

##### （2）指定混合肥料生産業者（輸入業者）届出書の様式

指定混合肥料生産業者（輸入業者）届出書は、次の例を参考に作成してください。

ア 生産業者として届出する場合の記載例

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">捨印</div> *1
指定混合肥料生産業者届出書
令和 年 月 日
農林水産大臣 ○○ ○○ 殿
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○
下記により指定混合肥料を生産したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項の規定により届け出ます。
記
1 氏名及び住所 ○○○○株式会社 *2 代表取締役 ○○ ○○ 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *3
2 肥料の名称 有機入り配合1号 有機入り配合2号 *4
3 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号から第4号までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号に掲げる普通肥料 (指定配合肥料) *5
4 生産する事業場の名称及び所在地 ○○○○株式会社 関東工場 *6 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
5 保管する施設の所在地 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *7

\*1 届出書に誤字、脱字等の記載の不備がある場合、届出書を受理することはできないこととなります。代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 届出者が法人の場合は、法人名及び代表者の氏名を記載します。代表者については、代表取締役、会長、専務取締役、理事長等の登記された代表者のうち、肥料の届出について権限を有する者のうちの1名の氏名を記載します。

\*3 届出者が法人の場合は、本社の住所を登記簿に記載されているとおりに都道府県名から記載します。届出者が個人の場合は、住民票又は運転免許証等に記載されている住所のおりに都道府県名から記載します。

\*4 2銘柄以上届ける場合には、このように併記してください。

- \*5 記載例は指定配合肥料の場合です。指定配合肥料以外の場合は以下のいずれかを記載してください。
- ・肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号に掲げる普通肥料（指定化成肥料）
  - ・肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第3号に掲げる普通肥料（特殊肥料等入り指定混合肥料）
  - ・肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第4号に掲げる普通肥料（土壌改良資材入り指定混合肥料）
- \*6 本社と同一の所在地であっても、法人名や個人名だけでなく、「本社工場」のような事業場名を必ず記載してください。
- 2カ所以上の事業場（工場）で生産する場合は、工場名と所在地を併記してください。
- \*7 (1) 所在地のみの記載でよく、法人名、事業場名、倉庫名等の記載は必要ありません。
- (2) 生産業者として届出する場合は、必ず生産する事業場の所在地（いわゆる住所）を記載します。
- \*8 届出書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等でとじてください。



イ 輸入業者として届出する場合の記載例

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">捨印</div> *1
指定混合肥料輸入業者届出書
令和 年 月 日
農林水産大臣 ○○ ○○ 殿
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○
下記により指定混合肥料を輸入したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項の規定により届け出ます。
記
1 氏名及び住所 ○○○○株式会社 *2 代表取締役 ○○ ○○ 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *3
2 肥料の名称 有機入り配合1号 有機入り配合2号 *4
3 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号から第4号までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号に掲げる普通肥料 (指定配合肥料) *5
4 保管する施設の所在地 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *6

\*1 届出書に誤字、脱字等の記載の不備がある場合、届出書を受理することはできないこととなります。代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 届出者が法人の場合は、法人名及び代表者の氏名を記載します。代表者については、代表取締役、会長、専務取締役、理事長等の登記された代表者のうち、肥料の届出について権限を有する者のうちの1名の氏名を記載します。

\*3 届出者が法人の場合は、本社の住所を登記簿に記載されているとおりに都道府県名から記載します。届出者が個人の場合は、住民票又は運転免許証等に記載されている住所のおりに都道府県名から記載します。

\*4 2銘柄以上届ける場合には、このように併記してください。

\*5 記載例は指定配合肥料の場合です。指定配合肥料以外の場合は以下のいずれかを記載してください。

- ・肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号に掲げる普通肥料（指定化成肥料）
- ・肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第3号に掲げる普通肥料（特殊肥料等入り）

指定混合肥料)

- ・肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第4号に掲げる普通肥料（土壌改良資材入り指定混合肥料）

- \*6 所在地のみの記載でよく、法人名、事業場名、倉庫名等の記載は必要ありません。
- \*7 届出書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等でとじてください。

### (3) 添付書類等

ア 初めて届出する場合には、届出者が法人の場合は登記簿抄本等を、届出者が個人の場合は住民票又は運転免許証の写し等を提出してください。これは、法人の場合には、法人の名称・代表者の氏名・本社の所在地が、届出書の記載と相違ないか、個人の場合には、氏名・住所が、届出書の記載と相違ないかを確認するために提出して頂くものです。

また、工場までの最寄りの駅からの地図や交通機関を教えてください。

イ 届出書の副本を郵送する封筒（希望者）

届出された2通のうち、副本については、受理印を押して返却いたします。受理印の押された副本か、そのコピーを工場や事務所に保管してください。

副本の返却を郵送で受け取りたい方は、返信用封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、届出書とともに渡してください。

（簡易書留の場合の郵便料金）

定形外で50gまで120円＋簡易書留料金320円＝440円（令和4年3月30日現在）

## 5 指定混合肥料生産業者（輸入業者）届出事項変更届出書及び添付書類等

### (1) 指定混合肥料生産業者（輸入業者）届出事項変更届出書の提出

指定混合肥料生産業者（輸入業者）届出書で届け出た内容に変更があった場合は、変更のあった日から2週間以内に届け出てください。

なお、相続や法人の合併・分割により、他者が届け出ていた指定混合肥料の生産・輸入を引き続いて行う場合は、この変更届ではなく、4で示した「指定混合肥料生産業者（輸入業者）届出書」を新たに届け出る必要がありますので、ご注意ください。

### (2) 指定混合肥料生産業者（輸入業者）届出事項変更届出書の様式

指定混合肥料生産業者（輸入業者）届出事項変更届出書は、次の例を参考に作成してください。

捨印

\*1

\*2

指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書

令和 年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

○○○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

\*3

さきに令和○○年○○月○○日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第3項の規定により届け出ます。

記

- |   |         |                               |
|---|---------|-------------------------------|
| 1 | 変更した年月日 | 令和○○年○○月○○日                   |
| 2 | 変更した事項  | 代表者の氏名 (旧) ○○ ○○<br>(新) △△ △△ |
| 3 | 変更した理由  | 人事異動による。                      |

- \*1 届出書に誤字、脱字等の記載の不備がある場合、届出書を受理することはできないこととなります。代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。
- \*2 指定混合肥料輸入業者届出書で届け出た内容の変更の場合は、標題を「指定混合肥料輸入業者届出事項変更届出書」としてください。
- \*3 何回にもわたって届出したため、様々な届出日となっている複数の指定混合肥料生産業者（輸入業者）届出書が、上記例のような理由により、同時に変更される場合もあります。この場合は、この部分を、「さきに令和○○年○○月○○日付け（他別紙のとおり）」と記載して、別紙にその他の届出日を記載することにより、この変更届出書により1回で変更することができます。
- \*4 届出書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等でとじてください。

### （3）添付書類等

- ア 届出者が法人の場合、以下の事項が変更された場合は、変更した事実を確認できるように登記簿抄本を添付してください。（コピーでも構いません。）
- （ア）法人の名称（会社名）
  - （イ）法人の代表者の氏名
  - （ウ）法人の主たる事務所（本社）の所在地
- イ 届出者が個人の場合は、住所の変更があった場合、住民票又は運転免許証の写し等を添付してください。

ウ 届出書の副本を郵送する封筒（希望者）

届出された2通のうち、副本については、受理印を押して返却いたします。受理印の押された副本か、そのコピーを工場や事務所に保管してください。

副本の返却を郵送で受け取りたい方は、返信用封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、届出書とともに渡してください。

（簡易書留の場合の郵便料金）

定形外で50 g まで120円＋簡易書留料金320円＝440円（令和4年3月30日現在）

6 指定混合肥料生産（輸入）事業廃止届出書

（1）指定混合肥料生産（輸入）事業廃止届出書の提出

届け出た指定混合肥料の生産や輸入をやめた場合は、その日から2週間以内に届け出てください。

（2）指定混合肥料生産（輸入）事業廃止届出書の様式

指定混合肥料生産（輸入）事業廃止届出書は、次の例を参考に作成してください。

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">捨印</div> *1
*2
指定混合肥料生産事業廃止届出書
令和 年 月 日
農林水産大臣 ○○ ○○ 殿
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
○○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○
*3
さきに令和○○年○○月○○日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項の規定により届け出た指定混合肥料の生産事業を下記のとおり廃止したので、同条第3項の規定により届け出ます。 *4
記
1 廃止した年月日 令和○○年○○月○○日
2 生産していた指定混合肥料の名称 有機入り配合1号
*4 有機入り配合2号 *5

\*1 届出書に誤字、脱字等の記載の不備がある場合、届出書を受理することはできないこととなります。代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 指定混合肥料輸入業者届出書で届け出た肥料の輸入をやめる場合は、標題を「指定混合肥料輸入事業廃止届出書」としてください。

\*3 何回にもわたって届出したため、様々な届出日となっている複数の指定混合肥料生産業者

(輸入業者)届出書による生産又は輸入を、同時に廃止する場合もあるかと思えます。この場合は、この部分を、「さきに令和〇〇年〇〇月〇〇日付け(他別紙のとおり)」と記載して、別紙にその他の届出日を記載することにより、この廃止届出書により1回で廃止することができます。

- \*4 指定混合肥料輸入業者届出書で届け出た肥料の輸入をやめる場合は、「生産」を「輸入」と記載してください。
- \*5 同時に2銘柄以上廃止する場合には、このように併記できます。
- \*6 届出書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等でとじてください。

### (3) その他

#### ア 届出書の副本を郵送する封筒(希望者)

届出された2通のうち、副本については、受理印を押して返却いたします。受理印の押された副本か、そのコピーを工場や事務所に保管してください。

副本の返却を郵送で受け取りたい方は、返信用封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、届出書とともに渡してください。

(簡易書留の場合の郵便料金)

定形外で50gまで120円+簡易書留料金320円=440円(令和4年3月30日現在)

## IV (参考1) 肥料の名称のきまり

肥料の名称については、以下のようなきまりがあります。登録の申請や届出に際し、肥料の名称を申請・届出することになるわけですが、名称を決めるに当たり、きまりからはずれることのないよう注意してください。

### 1 すべての肥料について

- (1) 肥料の成分や肥料の効果について、誤解を生ずるおそれのある名称をつけることはできません。
- (2) 他人の商標を無断で肥料の名称に使用し、問題となることがしばしばあります。登録商標などになっていないかどうかを事前に調査し、問題ないことを確認してから名称につけてください。
- (3) 他人の名称、他の会社名、他人（他社）の商標、他人（他社）の商号などについては、使用しても問題ないかどうか十分確認の上、肥料の名称に使用してください。

### 2 普通肥料について

#### (1) すべての普通肥料について

- ア 保証する主成分の種類や、保証分量が異なるときは、異なる名称とする。
- イ 肥料の登録先や届出先が、農林水産大臣と都道府県知事の両方になる場合は、別々の名称をつけて、それぞれに登録申請や届出をする。保証する主成分の種類や保証分量が同じであったとしても、別の名称とする。
- ウ 保証する主成分の種類や保証分量が同じであったとしても、登録する肥料と指定混合肥料の両方の肥料になる場合は、別の名称とする。
- エ ふりがながついていたり、図案を用いた名称をつけることはできない。
- オ 「高度」の文字を肥料の名称の中に用いる場合は、窒素、りん酸、加里のうち2つ以上の成分を保証していて、それらの合計量が30%以上の場合に限る。
- カ 都道府県標準複合肥料と紛らわしい文字（「〇〇県」、「標準」、「基準」、「奨励」など）を、都道府県標準複合肥料ではない肥料の名称とすることはできない。
- キ 「完全」などの文字を肥料の名称の中に用いる場合は、窒素、りん酸、加里の3成分とも保証している場合に限る。
- ク 肥料中に有機質の原料を使用したことを名称で表したいときは、どのような有機質の原料を用いた場合でも、「有機入り」の文字で表す。ただし、その有機質の原料に由来する窒素の量を0.2%以上含んでいなければならない。

#### (2) 登録される肥料について

- ア 適合している公定規格に基づき登録されるが、その該当している公定規格にかかれていない肥料の種類以外の肥料の種類を、肥料の名称中に用いることはできない。
- イ 「りん安」「りん酸アンモニア」を肥料の名称とする場合は、 $\text{NH}_4\text{H}_2\text{PO}_4$ と $(\text{NH}_4)_2\text{HPO}_4$ の含有量の合計が70%以上の場合に限る。
- ウ 「りん酸一アンモニア」「りん酸二アンモニア」を肥料の名称とする場合は、それ

ぞれの化学物質が90%以上の割合である場合に限る。

エ 肥料の原料名を名称中に入れる場合は、「燐安」「硫燐安」「尿素燐安」「塩燐安」「燐硝安」「硝酸加里」などの文字は用いても構わないが、それ以外の場合は、公定規格の「肥料の種類」欄に書かれている種類名を用いることを原則とする。

(3) 指定混合肥料について

公定規格の「肥料の種類」欄に書かれている種類名を名称中に用いる場合は、その指定混合肥料が、その肥料の種類に適合している場合に限る。

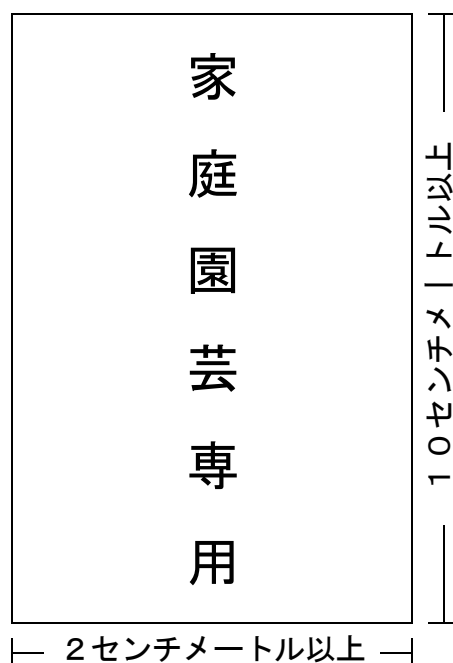
(4) 仮登録された肥料について

仮登録肥料の肥料の名称の変更は、基本的に認めておりません。

## V (参考2) 家庭園芸用肥料となる要件

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく制度の中では、以下の2つの条件を両方とも満たしているものに限り、「家庭園芸用肥料」として取り扱われます。

- ① 肥料が入れられている袋などの外側の見やすい場所に、明瞭に、下記の様式の「家庭園芸専用」の表示をしていること。
- ② 袋などに入っている肥料の正味重量が、10kg以下であること。



又は

